

林野庁における森林吸収源 対策の取組状況について

- ① 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法……1
- ② 美しい森林づくりキャンペーン……………2
- ③ 2006年度の森林吸収量……………3
- ④ 今後の国際交渉の予定……………9

平成20年5月19日

林野庁

① 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法

課 題

■ 追加的な間伐の実施の確保

- ・ 森林吸収目標1,300万炭素トンの達成に向けて、平成19年度から6年間、現状の年間の35万haの間伐に加え、毎年20万haの追加的な間伐を行い、合計330万haの間伐を実施することが必要

■ 造林未済地等における造林の推進

法 案 の ス キ ーム

農林水産大臣による「基本指針」の策定

- ◆ 農林水産大臣は、特定間伐等の実施の促進に関する「基本指針」を策定する。

※ 特定間伐等＝森林の間伐又は造林で平成24年度末までの間に実施するもの

都道府県知事による「基本方針」の策定

- ◆ 都道府県知事は、基本指針に即して、特定間伐等の実施の促進に関する「基本方針」を策定できる。

市町村による「特定間伐等促進計画」の策定

- ◆ 市町村は、基本方針に即して、特定間伐等の実施の促進に関する計画を策定できる。

- ・ 市町村計画には、計画の区域、特定間伐等の実施主体・時期等を、実施主体の同意を得て記載
- ・ 特定間伐等を実施しようとする者は、市町村計画の案の作成について市町村に提案することが可能

効 果

- ①法定交付金の交付（市町村）
- ②地方債の特例※（都道府県・市町村）
- ③森林法の伐採届出の特例

※追加的に実施される間伐等を対象

各段階における取組の強化による間伐等の促進

京都議定書の第1約束期間における森林吸収目標の達成に寄与

「ナルニア国物語 第2章:カスピアン王子の角笛」公開記念

シネコン連合会社共同企画



美しい森林づくりキャンペーン



美しい森林をつくることは、
人間やたくさんの生き物を守ることに繋がります。

日本は森林が豊かな国です。しかし近年は山村の人口が減り、森林を整備する人手が足りず、十分に手入れをされない森林が多くなってきました。森林は手入れをされないと地球温暖化防止や野生動物の生活の場としての役割にも影響をおよぼしてしまいます。どうすれば美しい森林をつくり、守っていくことができるのでしょうか？
みなさんも身の回りのできることから始めてみませんか？

私たちシネコン連合会社は「美しい森林づくり推進国民運動」を応援するために、美しい森林づくりキャンペーンをサポートします。

美しい森林づくり推進国民運動

検索

<http://www.bidders.jp/ev/narnia/>

「美しい森林づくり推進国民運動」は農林水産省と民間団体が協力して推進しています。

私たちの活動内容

- 「美しい森林づくり」今私たちが出来ること」
著名人によるトークショー開催
- 「フチ・エコアイデア」コンテスト
- 「緑の募金」活動
森林づくりのために、
みなさんからの募金が活用されます。



募金、その他の詳しい情報はコチラから！

supported by **DONA**

PC版 <http://www.bidders.jp/ev/narnia/>

携帯版 <http://mbdp.jp/narnia/>



T・ジョイ、109 シネマス、ユナイテッドシネマ、ワーナーマイカルシネマズの公式HPからアクセスできます！

後援：農林水産省

WALT DISNEY PICTURES AND WALDEN MEDIA PRESENT

ナルニア国物語 第2章 カスピアン王子の角笛

ナルニア暦 2303 年
魔法 vs 人間の戦いが始まる。

「ナルニア国物語 /
第2章：カスピアン王子の角笛」でも
森林は重要な役割を果たしています

『ライオンと魔女』から 1,300 年もの歳月が流れたナルニア国。かつては楽国だった魔法の国は、「人間」対「ナルニアの民」との間に壮絶な戦いが起ころうとしていた。ナルニア国の新しい王、ミラースは、人間とナルニアの民との共存を望むカスピアンを葬り去るために、次々と森を破壊していた。ナルニアの民のみならず、自分の意思が通用しない森を伐採することで全ての自然を征服しようとしていたのだった…。人間と自然、そしてナルニアの民との共存の道は…？カスピアンと4兄弟は、荒れ果てたナルニア国を救えるのか…？
壮大なドラマの扉が再び開かれる。

美しい森林づくり キャンペーン

このポスターは環境時10%を賞金、環境PR費20%を活動に活用しています。



みんなで森林を守ろう！

「カスピアン王子の角笛」イベントと
ユナイテッドシネマ、109シネマス、ワーナーマイカルシネマズ、T・ジョイのスタッフ！

PG 推奨 公式サイト
NARNIA-jp.com

5月21日(水)全国公開

③ 2006年度の森林吸収量

平成20年5月16日
大臣官房環境バイオマス政策課
林野庁森林整備部研究・保全課

京都議定書に基づく平成18年度温室効果ガス排出・吸収量の報告について

1. 趣旨

環境省は、5月16日に気候変動枠組条約等に基づき平成18年度温室効果ガス排出量等を条約事務局に報告し、プレスリリースしたところ。

2. 温室効果ガスの総排出量に関する主な内容

○平成18年度の我が国全体の温室効果ガスの総排出量は約13億4,000万トンであり、これは、平成17年度（約13億5,800万トン）と比較して約1.3%（約1,800万トン）減少した。

○京都議定書に基づく基準年の総排出量（約12億6,100万トン）と比較すると、約6.2%上回る。

3. 森林吸収源に関する主な内容

○森林に関しては、①平成18年度の全森林の吸収量、②平成18年度の京都議定書に基づく吸収量（新規・再植林、森林減少、森林経営対象森林の吸収量）等を報告したところ。

○議定書に基づく吸収量は、約3,721万トン（前年度は3,540万トン）
基準年総排出量の3.0%（前年度は2.8%）に相当（8ページ参照）。

4. 農林水産分野の排出量に関する主な内容

○平成18年度のメタン(CH₄)排出量のうち、農業分野(家畜の消化管内発酵等)によるものは1,540万トンとなり、基準年と比べて14.2%減少。

○平成18年度の一酸化二窒素(N₂O)排出量のうち、農業分野(農用地の土壌(農用地の土壌(肥料の施用、作物残渣のすき込み、間接排出等)、家畜排せつ物の管理等)によるものは1,200万トンとなり、基準年と比べて16.1%減少。

5. スケジュール

5月16日(金) 条約事務局へ報告
(午後4時以降) ラジオ、テレビ、電子メディア報道
5月17日(土) 新聞報道(朝刊)

担当：大臣官房環境バイオマス政策課 安高(内線3297)
林野庁森林整備部研究・保全課 塚田(内線6213)

2006 年度（平成 18 年度）の温室効果ガス排出量（確定値）について

平成 20 年 5 月 16 日（金）
環境省地球環境局地球温暖化対策課
課長 徳田博保（内線 6 7 7 0）
課長補佐 加藤 聖（内線 6 7 6 8）
係長 藤田宏志（内線 6 7 7 8）
担当 堀川里望（内線 6 7 7 8）



みんなで止めよう温暖化

チーム・マイナス6%

環境省では、地球温暖化対策の推進に関する法律等に基づき、今般、平成 18 年度の温室効果ガス排出量（確定値）を取りまとめました。

各国政府は、気候変動に関する国際連合枠組条約（以下「条約」といいます。）第 4 条及び同京都議定書（以下「京都議定書」といいます。）第 7 条に基づき、温室効果ガスの排出量等の目録を作成し、条約事務局に提出することとされています。また、条約の国内措置を定めた地球温暖化対策の推進に関する法律第 7 条において、「政府は、毎年温室効果ガスの排出量及び吸収量を算定し公表すること」とされています。

これらの規定に基づき、平成 18 年度の温室効果ガス排出量等を算定した結果、別添のとおりとなりましたので、ここに公表するとともに、京都議定書に基づく補足情報とあわせて条約事務局に提出いたしました。

その結果は、温室効果ガスの総排出量は二酸化炭素に換算して約 13 億 4,000 万トンでした。これは、平成 17 年度の値（約 13 億 5,800 万トン）と比較して約 1.3%（約 1,800 万トン）の減少で、京都議定書の規定による基準年（原則として 1990 年）の総排出量（約 12 億 6,100 万トン）と比較すると、約 6.2%上回る値でした。あわせて、京都議定書に基づく吸収源活動の排出・吸収量を算定した結果、平成 18 年度は約 3,800 万トンの吸収となりました。これは、基準年総排出量の約 3.0%に相当します。

平成 18 年度の値が平成 17 年度の値から減少した主な要因としては、社会経済活動の拡大による生産量の増加等に伴いエネルギー起源 CO₂ 排出量が増加した一方で、自主行動計画、国民運動、住宅・建築物の省エネ性能の向上、トップランナー基準による自動車の燃費改善及び機器の効率向上等の対策の進捗、電力排出原単位の改善、暖冬の影響等により、エネルギー起源 CO₂ 排出量が減少したことが挙げられます。

添付資料

- ・説明図表
- ・2006 年度（平成 18 年度）の温室効果ガス排出量（確定値）について

2006 年度（平成 18 年度）の温室効果ガス排出量（確定値）について （抄）

1. 温室効果ガスの総排出量

2006 年度の温室効果ガスの総排出量（各温室効果ガスの排出量に地球温暖化係数 [GWP^(注1)] を乗じ、それらを合算したもの）は、13 億 4,000 万トン（二酸化炭素換算）であり、京都議定書の規定による基準年（1990 年。ただし、HFCs、PFCs 及び SF₆ については 1995 年）^(注2) の総排出量（12 億 6,100 万トン）を 6.2%（7,900 万トン）上回っている。また、前年度と比べると 1.3%（1,800 万トン）の減少となっている。

（注 1） 地球温暖化係数（GWP : Global Warming Potential）：温室効果ガスの温室効果をもたらす程度を、二酸化炭素の当該程度に対する比で示した係数。数値は気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第 2 次評価報告書（1995）によるもの。

（注 2） 京都議定書第 3 条第 8 項の規定によると、HFCs 等 3 種類の温室効果ガスに係る基準年は 1995 年とすることができるとされている。

表 1 温室効果ガスの総排出量

	京都議定書の 基準年[シェア]	2005 年度 (基準年比)	2005年度から の増減	2006 年度 (基準年比)
合計	1,261 [100%]	1,358 (+7.7%)	→ -1.3% →	1,340 (+6.2%)
二酸化炭素(CO ₂)	1,144 [90.7%]	1,291 (+12.8%)	→ -1.3% →	1,274 (+11.3%)
エネルギー起源二酸化炭素	1,059 [84.0%]	1,203 (+13.6%)	→ -1.4% →	1,186 (+12.0%)
非エネルギー起源二酸化炭素	85.1 [6.7%]	87.5 (+2.9%)	→ +0.3% →	87.7 (+3.1%)
メタン(CH ₄)	33.4 [2.6%]	23.9 (-28.3%)	→ -1.2% →	23.6 (-29.2%)
一酸化二窒素(N ₂ O)	32.6 [2.6%]	25.6 (-21.7%)	→ -0.0% →	25.6 (-21.7%)
代替フロン等3ガス	51.2 [4.1%]	18.0 (-64.9%)	→ -3.8% →	17.3 (-66.2%)
ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)	20.2 [1.6%]	7.3 (-64.1%)	→ -8.8% →	6.6 (-67.3%)
パーフルオロカーボン類(PFCs)	14.0 [1.1%]	6.5 (-53.8%)	→ -2.6% →	6.3 (-55.0%)
六ふつ化硫黄(SF ₆)	16.9 [1.3%]	4.2 (-75.0%)	→ +2.9% →	4.3 (-74.3%)

(単位: 百万t-CO₂)

2. 各温室効果ガスの排出等状況

(7) 森林等による排出・吸収量

2006 年度における土地利用・土地利用変化及び林業分野における排出・吸収量は 9,150 万トン（二酸化炭素換算）の吸収となった。

(注) ここでいう森林等による排出・吸収量は、森林以外にも草地等の排出・吸収量が含まれており、そのうち森林については、持続可能な森林経営がされているか否かを問わない全森林の吸収量を示すものである。京都議定書に基づく吸収量(第 1 約束期間において吸収量として排出枠に計上できる量、11 ページ参照)とは異なるものであることに留意が必要である。

京都議定書に基づく吸収源分野に関する補足情報

条約事務局に提出した補足情報として、我が国における京都議定書に基づく吸収源活動の排出・吸収量を算定した結果、2006年度は3,790万トン（二酸化炭素換算）の吸収となった。これは、基準年総排出量（12億6,100万トン）の3.0%に相当する。

（単位：百万 t-CO₂）

吸収源活動（定義については参考のとおり）	2005年度の 排出・吸収量 ^{※1,2}	2006年度の 排出・吸収量 ^{※1,2}
新規植林・再植林及び森林減少活動（京都議定書3条3）①	2.1	2.3
新規植林・再植林活動 1990年以降一度も森林でなかった土地への植林活動	-0.3	-0.4
森林減少活動 1990年に森林であった土地を森林以外の土地へ転用する活動	2.4	2.7
森林経営及び植生回復活動（京都議定書3条4）	-37.5	-40.2
森林経営活動② 持続可能な方法で森林の多様な機能を十分に発揮するための一連の作業	-37.5	-39.5
植生回復活動③ 1990年以降開発地における公園緑地や公共緑地等を新規に整備する活動	（未推計） ^{※3}	-0.7
京都議定書に基づく森林吸収量（3条3項及び4項のうち森林経営の合計）（参考値）（①+②） ^{※4}	-35.4	-37.2
目標達成に向けて算入可能な吸収量（参考値）（①+②+③）	-35.4	-37.9

※1 排出をプラス（+）、吸収をマイナス（-）として表示。

※2 各活動の排出・吸収量は炭素プール別（地上バイオマス、地下バイオマス、枯死木、リター（落葉落枝）、土壌）に算定することとされている。上表に示したのは、炭素プール毎の排出・吸収量の合計値。

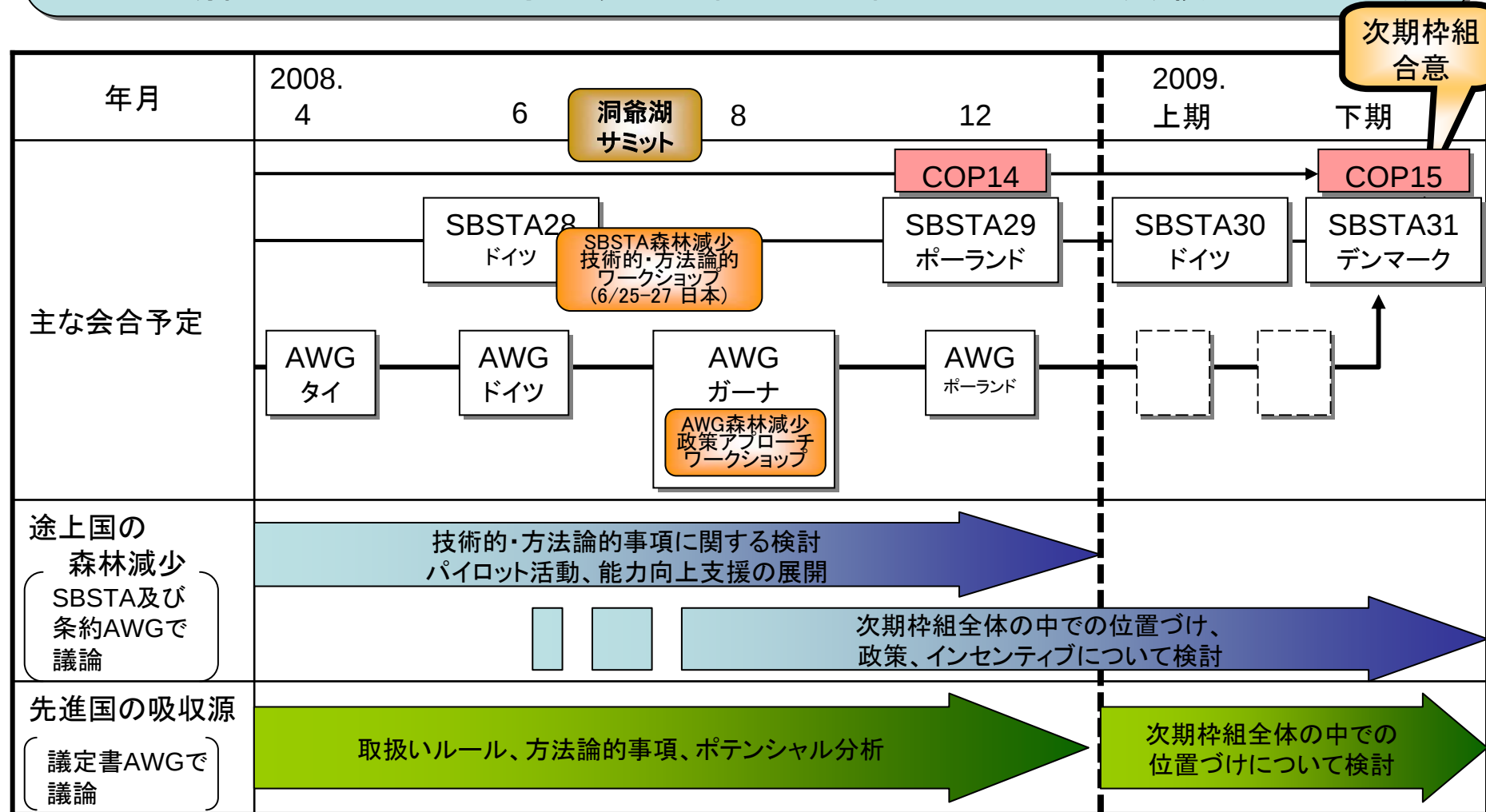
※3 2005年時点では、土壌に関する科学的知見が整っていなかったため未推計であった。

※4 京都議定書に基づく森林吸収量（3条3項及び4項のうち森林経営の合計）については、上限値が設定されており、我が国では4,767万トン（基準年総排出量比3.8%）であり、植生回復による吸収量は別枠で計上となる。

※ 我が国では、吸収源活動に伴う排出・吸収量の算定方法を継続的に改善しているところである。このため、今後の精査によって排出・吸収量の再計算を行う可能性があることに留意する必要がある。

④ 今後の国際交渉の予定

気候変動枠組条約次期枠組交渉においては、持続可能な森林経営を通じた地球規模の温暖化対策推進の観点から、途上国における森林減少・劣化に由来する排出の削減に関する議論に積極的に貢献するとともに、国内における持続可能な森林経営の取組が次期枠組においても地球温暖化対策として位置づけられるよう、積極的に対応。



(注) COP: 締約国会議、SBSTA: 補助機関会合、AWG: 特別作業部会